美濃市緊急通報システム事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

１．趣旨

この要領は、美濃市緊急通報システム事業業務委託の受託者について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、緊急通報システム事業業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に必要な事項を定めるものとする。

２．業務概要

（１）　業　務　名　美濃市緊急通報システム事業業務委託

（２）　業務内容　別紙「美濃市緊急通報システム事業業務委託仕様書」参照

（３）　委託期間　契約締結日（令和６年２月中旬予定）から令和９年３月３１日まで

（４）　契約方法　公募型プロポーザル方式による随意契約

（５）　提案上限額　１台あたり月額単価（利用者負担・消費税及び地方消費税を含む。）

（ア）固定型緊急通報装置（美濃市所有）	金	１，５４０円以内
（イ）固定型緊急通報装置（月額リース）	金	２，４２０円以内
（ウ）携帯型緊急通報装置	金	３，０８０円以内
（エ）人感センサー（オプション設置）	金	５５０円程度

３．参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

（１）　参加申込書の提出日現在において、令和５年度の美濃市入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、参加資格審査後、契約締結までの期間に参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該参加者は失格とする。

（２）　公表の日から契約締結までの間に、美濃市競争入札参加者資格停止措置要領（平成２７年訓令甲第２９号）第２条「資格停止」に基づく市長の資格停止の措置を受けていないこと。

（３）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（４）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（５）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）ではない、またはその構成員、その統制下にないこと。

（６）　過去５年以内において官公庁（関連団体を含む。）が発注する同種の事業について受託した実績があること。

４．スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

（１）　告示日

令和５年１２月２１日（木）

（２）　質問受付期間

令和５年１２月２１日（木）から令和５年１２月２７日（水）　午後５時まで

（３）　質問に対する回答

令和６年１月１０日（水）

（４）　参加申込書等受付期間

令和６年１月１０日（水）から令和６年１月１６日（火）　午後５時まで

（５）　参加資格審査結果通知

令和６年１月１８日（木）

（６）　企画提案書等受付期間

令和６年１月１８日（木）から令和６年１月２４日（水）　午後５時まで

（７）　プレゼンテーション開催日

令和６年１月３１日（水）（予定）

（８）　審査結果通知

令和６年２月上旬（予定）

（９）　契約締結

令和６年２月中旬（予定）

５．質問及び回答

（１）　提出方法

質問書（任意様式）を美濃市役所民生部高齢福祉保険課へ電子メールにて提出すること。また、メール送信後、確認の電話を入れること。

メールアドレス：koureihoken_530@city.mino.lg.jp

電　　　話　：０５７５－３３－１１２２（内線１４２）

（２）　質問受付期間

令和５年１２月２１日（木）から令和５年１２月２７日（水）午後５時まで

（３）　回答方法

質問に対する回答は、令和６年１月１０日（水）までに、美濃市ホームページにて行う。

６．参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

（１）　提出書類

ア　参加申込書（様式１）　　　　　　　１部

イ　会社（事業所）概要（任意様式）　　１部　※パンフレット可

ウ　業務に関する実績（任意様式）　　　１部

（２）　参加申込書等受付期間

令和６年１月１０日（水）から令和６年１月１６日（火）（午後５時必着）まで

（３）　提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、必ず事前連絡をしたうえで、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの時間帯及び土日祝日を除く。）とする。

（４）　参加資格審査

提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書（様式２又は様式３）により通知する。

７．企画提案

企画提案をする場合は、次のとおり提出すること。

（１）　提出書類

ア　企画提案提出書（様式４）　　　　　　　７部（正本１部、副本６部）

イ　企画提案書(任意様式)　　　　　　　　　　　〃

ウ　使用機器・システムのパンフレット等　　　　〃

エ　勤務実施体制（任意様式）　　　　　　　　　〃

オ　機器ごとの単価見積書（任意様式）　　　　　〃

カ　その他必要と思われる書類　　　　　　　　　〃

（２）　企画提案書等受付期間

令和６年１月１８日（木）から令和６年１月２４日（水）（午後５時必着）まで

（３）　提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、必ず事前連絡をしたうえで、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの時間帯及び土日祝日を除く。）とする。

８．プレゼンテーション

（１）　実施日

令和６年１月３１日（水）（予定）

（時間及び場所については、参加者に別途通知する。）

（2）　実施方法

ア　持ち時間は、説明１５分、質疑応答１０分とする。

イ　プレゼンテーションについては提出書類に基づいた口頭での説明とし、出席者は、３名以内とする。

ウ　プレゼンテーションの実施順序は、参加申込書の提出の順番とする。

エ　プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に事務局に報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコンは持参すること。）

オ　プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

９．審査方法

（１）下記の審査事項に基づき、企画提案者からの提案書等の関係書類、プレゼンテーション、ヒアリング等について、プロポーザル審査会において審査を行う。

審　査　事　項	配点
コールセンターの職員数と有資格者の配置状況は適切か	１０
緊急通報時の情報伝達体制は迅速かつ的確か	１０
緊急通報・相談受付時の利用者サポート体制は適切か	１０
支援者（協力員・民生委員等）に対する配慮	5
使用機器の機能は仕様を満たしているか、高齢者へ配慮しているか	１０
機器設置・保守・故障時の対応は適切か	１０
既存固定型端末への対応・切替作業工程は適切に計画されているか	１０
企画提案の内容が適切であり、業務目的や内容を十分理解しているか	5
緊急通報システム事業の実績	5
見積価格と提案上限額との比較	１０
個人情報管理、情報漏洩の防止対策	5
その他、セールスポイント２項目まで（　　　　　・　　　　　）	１０
合　　計	１００

１０．審査結果

（１）　審査結果は、企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式５）により通知する。

（２）　審査結果は、美濃市ホームページにおいて公表する。

（３）　審査結果について不服申立て等は認めない。

１１．契約締結

（１）　契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。

（２）　交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

（３）　受託候補者として選定された者が、「１２．失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととし、以下同様とする。

１２．失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

（１）　「３．参加資格要件」を満たさなくなった場合

（２）　受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合

（３）　提出書類等に虚偽の記載があった場合

（４）　見積額が「２．業務概要」の「（５）提案上限額」を超えている場合

（５）　審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為が認められた場合

（６）　契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

１３．その他

（１）　本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。

（２）　各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。

（３）　提出書類は、返却しないものとする。

（４）　提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。

（５）　提出書類は、美濃市情報公開条例（平成１１年美濃市条例第２８号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。

１４．問い合わせ先

事務局　〒501－3792　岐阜県美濃市１３５０番地
美濃市役所民生部高齢福祉保険課高齢福祉係
TEL （０５７５）３３－１１２２（代表）内線１４２
FAX （０５７５）３５－１９９７
メールアドレス koureihoken_530@city.mino.lg.jp